

意見書案第3号

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書案を提出する
について

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和2年3月30日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本 繁夫

同 山崎 恭一

同 坂本 優子

同 山崎 匡

同 大河 直幸

同 徳永 未来

宇治市議会議長 真田 敦史 様

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書

選択的夫婦別姓制度の導入を求める世論が広がっている。

法務省も、内閣府が平成29年に実施した「家族の法制に関する世論調査」の結果を紹介しており、「現在の法律を改める必要はない」が29.3%、「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」が42.5%と、法律改正を容認する声が多数となっている。

1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約の第16条には、夫及び妻の同一の個人的権利として、「姓及び職業を選択する権利」が挙げられており、日本の民法はこの規定に抵触している。1980年にこの条約に署名をした日本は、民法の差別的な規定を改善するように2003年から数度にわたって国連女性差別撤廃委員会から勧告を受けている。

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等を基本とし、夫婦が同等の権利を有すると定めており、憲法の定めからも、選択的夫婦別姓制度の早期導入が求められている。

よって国におかれては、関連する法律の改正・整備を含め、選択的夫婦別姓制度の早期導入を図るよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月 日

京都府宇治市議会議長 真 田 敦 史

衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 山 東 昭 子 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
総務大臣 高 市 早 苗 様
法務大臣 森 ま さ こ 様